

立山町電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、立山町が発注する建設工事並びに工事の設計、調査、測量等の建設工事関連委託業務及び役務等の委託業務並びに物品購入における電子入札の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、立山町財務規則（昭和59年立山町規則第2号。以下「規則」という。）その他の法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 電子入札に使用する電子情報処理組織をいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 紙の入札書を提出する方法により行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書が記録されているカードをいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この要領において使用する用語の意義は、立山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（令和3年立山町規則第16号）において使用する用語の例による。

(入札対象)

第3条 電子入札の対象は、一般競争入札及び指名競争入札とし、立山町請負工事等入札参加業者選定委員会が決定したものとする。

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、ICカードを使用し、電子入札システムに必要な情報を登録しなければならない。

2 前項の規定による登録に使用したICカードが失効した場合において、入札参加者が電子入札に参加するときは、新たにICカードを取得し、電子入札システムに必要な情報を登録しなければならない。

3 入札参加者は、第1項の規定により登録した内容に変更が生じたときは、速や

かに電子入札システムの登録内容を変更しなければならない。

(ＩＣカード)

第5条 前条の規定による登録に使用するＩＣカードの利用者氏名（以下この条において「ＩＣカードの名義」という。）は、立山町の競争参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合におけるＩＣカードの名義は、代表構成員の代表者又は受任者の氏名とする。

3 ＩＣカードの名義が変更になった場合において、前条第3項の規定による変更を行わないときは、電子入札に参加することができない。

(入札の公告等)

第6条 町長は、電子入札を実施するときは、電子入札システムにおいて、規則第126条の規定による公告又は規則第138条の規定による通知（以下「公告等」という。）を行うものとする。

(入札書等の提出)

第7条 前条の規定により公告等を行ったときは、入札参加者は、当該公告等で指定された提出期間までに電子入札システムにより入札書及び積算内訳書を提出しなければならない。

2 入札参加者は、電子入札システムにより提出した入札書及び積算内訳書について変更又は撤回をすることができない。

3 代理人による入札は、認めないものとする。

4 入札参加者は、入札書の提出期間内に電子入札システムにより入札書を提出しなかったときは、棄権したものとする。

5 電子入札を実施する場合において、やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、あらかじめ町長の承諾を得なければならない。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札書の提出期間が終了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、前項の規定により入札を辞退しようとするときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、書面により入札の辞退を届け出ることができる。

3 町長は、第1項の規定による辞退をしたことを理由として、以後の入札の参加について、当該辞退者に不利益な取扱いをすることができない。

4 指名競争入札を行う場合であって、入札参加者の辞退により入札参加者が1人となったときは、入札の執行を中止するものとする。

(開札)

第9条 開札は、電子入札システムを使用して行うものとする。

2 町長は、当該入札において書面による入札がある場合には、電子入札システムによる入札の締め切り後、当該入札書に記載されている入札金額を電子入札システムに登録するものとする。

(開札の立会い)

第10条 町長は、公告等に記載した開札の日時及び場所において、当該入札事務担当者以外の職員（以下この条において「立会人」という。）を1人以上選任し、当該立会人が立会いの上、開札を行うものとする。ただし、町長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、立会人の選任及び立会いを省略することができる。

2 立会人は、前項本文の規定による立会いをしたときは、立会人署名簿に署名するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第11条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによりくじを行い、落札者を決定する。

(再度入札)

第12条 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、町長は、前の入札において、入札に参加しなかった者、次条の規定により入札が無効とされた者及び調査基準価格を設けた場合における失格基準価格未満の入札を行った者を当該再度の入札に参加させないことができる。

(無効の入札)

第13条 規則第132条及び立山町入札心得第5条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 有効な電子署名のない入札

(2) ICカードを不正に取得又は使用した者のした入札

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(入札の中止等)

第14条 町長は、電子入札システムの障害により、電子入札の執行が困難であると認めるときは、入札書の提出期間及び開札日時の変更若しくは中止又は紙入札への変更をすることができる。

(入札結果の公表)

第15条 町長は、落札者が決定したときは、速やかに当該落札者に通知するとともに、電子入札システムにより入札結果を公表する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。